

入国する際の検疫手続について

入管法に基づく
入国拒否対象地域
(感染症危険情報レベル3
相当の国地域) (※1)

なお、入国拒否対象地域以外であっても、
症状がある方はこちらに該当します

- ◆ 14日以内に
滞在歴がある外国人

- ◆ 日本人

原則入国拒否

入院
施設療養等

抗原定量検査

結果判明までの待機

原則、空港内スペース又は
検疫所が指定した施設

- ◆ 陽性

- ◆ 陰性

※LINEアプリ等を活用した14日間の
健康フォローアップがあります。

- ✓ 新型コロナウイルスの検査を受けること。
- ✓ 到着から検査結果が判明して入国するまでの所要時間は、状況によるが**2，3時間**程度を要する。(再検査等の場合は、2日程度要する場合もあります。)
- ✓ 検査結果が出るまで、原則、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設で、
待機すること。

入国拒否対象地域
以外の地域
(感染症危険情報レベル2
相当の国地域)

- ◆ 外国人のビザ停止、ビザなし渡航停止

- ◆ 日本人

原則入国拒否

入国後14日間の待機

検疫所長が指定する場所
(自宅、自身が確保したホテルや旅館等宿泊施設)

(※1) 具体的な入国拒否対象地域については、以下の厚生労働省HPをご確認下さい。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html

✓ 自宅等、自身が確保したホテルや旅館等の宿泊施設への移動は、**公共交通機関を使用しないことが条件**